

平成30年10月30日  
学術研究支援基盤形成委員会決定

科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」（以下、「本制度」という。）の中間評価は、この評価要綱により行うものとする。

なお、本評価要綱における用語は、科学研究費助成事業-科研費-公募要領 新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』（以下、「公募要領」という。）及び科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の運用方針（以下、「運用方針」という。）によるものとする。

## 1 目的

- (1) 対象となる学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という。「連携推進協議会」を含む。）の各支援活動の進捗状況を把握し、社会に対して明らかにするとともに、当該プラットフォームのその後の発展に資することを目的として行う。
- (2) 各プラットフォームの研究支援計画について、継続の可否を判定するほか、必要に応じ計画の変更、中止等の見直しを行う。また、試行的実施にあつては、当該プラットフォームの継続の可否を判定し、継続可と判定した場合には、実施期間の延長や予算措置等を行い、本格実施への移行措置を講ずる。

## 2 実施体制

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下、「部会」という。）において行う中間評価に関する調査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「学術研究支援基盤形成委員会」（以下、「委員会」という。）において行うものとする。

## 3 時期及び方法

- (1) 中間評価の時期は、開始から3年度目とする。  
なお、部会が中間評価以降の進捗状況を改めて確認することが必要であると判断した場合は、翌年度に進捗状況の確認を実施できることとする。
- (2) 中間評価の方法は、書面評価、ヒアリング及び合議によるものとする。

## 4 進め方

- (1) 委員会は、中間評価を行うプラットフォームについて、書面評価、ヒアリングを行ったのち、合議を行い、中間評価の調査結果を決定する。
- (2) 部会は、委員会の調査結果に基づき、合議により中間評価を決定する。

[書面評価、ヒアリングの進め方]

- (1) 委員会における書面評価、ヒアリングは、中間評価に係る公表用資料（別紙）、中間評価報告書、事業計画調書等を基に行う。
- (2) 各評価者は、「5（1）プラットフォームの評価に当たっての着目点」（連携推進協議会については、「5（2）連携推進協議会の評価に当たっての着目点」）の各要素に着目し、「5（3）評価基準」により評価を行う。

書面評価は、次のとおり行うこととする。原則として、プラットフォームごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。また、委員会は、委員会に属する委員のうちから担当委員をプラットフォームごとに決定し、評価協力者の作成した評価意見書を参考とし、評価コメント票を作成する。

ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

- ① 実施時期： 委員の出席状況等を鑑み、決定する

- ② 説明者（試行的実施以外）：研究支援代表者を含め4名以内（左記以外は、原則研究支援分担者）  
 説明者（試行的実施）：研究支援代表者、研究支援業務実施責任者を含め4名以内（左記以外は、原則研究支援分担者）

③ 時間配分の目安

時間配分は、以下を目安とするが、効率的な運営のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

|   |     |       |
|---|-----|-------|
| ア 説明者（研究支援代表者等）から事業の経過及び今後3か年の事業計画等について説明（事前質問事項に対する回答を含む。） | 15分 | } 50分 |
| イ 質疑応答  | 25分 |       |
| ウ 審議及びコメントの記載   | 10分 |       |

[委員会における合議の進め方]

- (1) ヒアリングを行ったプラットフォームについて、「5(1) プラットフォームの評価に当たっての着目点」(連携推進協議会については、「5(2) 連携推進協議会の評価に当たっての着目点」)の各要素に着目し、総合的な判断の上、「5(3) 評価基準」により合議を行う。  
 (2) ヒアリング及び合議を行った上で、当初の目的の達成が困難、大幅な計画の修正が必要と判断された場合は、原則として、中間評価に係る資料の修正等を求め、再書面評価、必要に応じ、再ヒアリング又は現地調査を実施し、再評価を行う。再評価に当たっては、中間評価の当初の調査結果を踏まえ、総合的な判断の上、「5(3) 評価基準」により、最終的な調査結果を決定する。なお、現地調査の実施については、別に定める。

5 評価に当たっての着目点等

- (1) プラットフォームの評価に当たっての着目点

① 研究支援活動の進展状況

- ・プラットフォームを展開することで、我が国の学術研究の更なる発展に貢献しているか。
- ・今後の研究支援活動の推進上、問題となる点はないか。
- ・審査結果やフォローアップの確認結果の所見等で指摘された事項について、適切な対応が図られているか。
- ・(旧制度を発展強化するもののみ) 分野特化型から分野横断型への転換が図られているか。

② 研究支援活動による実績、情報発信

- ・プラットフォームの目的に照らして、現時点で期待された研究支援の実績をあげているか(あげつつあるか)。
- ・プラットフォームの研究支援を受けた課題において研究成果があがっているか(あげつつあるか)。
- ・プラットフォームの研究支援活動やその成果について、研究支援の利用促進や成果発信等の観点から、積極的な普及に努めているか。

③ 研究支援の実施体制

- ・プラットフォームにおいて、中核機関及び連携機関の役割が明確であり、かつ、機関間の連携体制が保たれ、研究支援活動が効率的に行われるものとなっているか。また、各機関は研究支援活動の遂行に必要な能力を発揮しているか。
- ・プラットフォームの運営が安定的に行われるよう、中核機関として組織的な支援を行っているか。
- ・応募時の確認書に基づき、当該機関のインフラ(施設、スペース、設備等)使用の便宜、研究支援代表者への援助・積極的協力など、当該プラットフォームの研究支援活動の実施に際し、必要な研究支援業務等が行われているか。
- ・利用機会の公平性や効果的な利用を確保するための工夫、より幅広い研究者の利用を促す工夫(支援課題の開かれた募集、若手研究者への配慮等)を講じているか。
- ・技術支援者の実地研修、技術指導講習会等、交流活動(プラットフォームの提供する技術支援等に関わるワークショップ、シンポジウム等)の企画、実施など、技術支援等に係る人材育成、異分野融合等を目的とした活動の工夫を講じているか。

- ・研究支援業務の質の向上のための仕組み（利用者のニーズ・満足度等を把握し、運営改善に確実に反映させるための措置など）を講じているか。
- ・本制度による研究支援活動に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理がとられているか。

④ 経費の使用

- ・研究支援活動に係る経費は有効に使用されているか。

⑤ 今後のプラットフォームの推進方策

- ・これまでの研究支援活動の実績、成果に照らして、今後の研究支援計画は適切なものになっているか。
- ・利用料徴取のための工夫やその他プラットフォームの運営に関する工夫を講じているか。
- ・連携機関の追加などの計画変更がある場合、その内容は適切なものになっているか。
- ・予定している研究支援活動に係る経費は適切であるか。また、各経費の必要性等が認められるか。
- ・(試行的実施の場合のみ) これまでの研究支援活動が実績をあげており、実施期間を延長し、本格実施に移行することが妥当であるか。
- ・(再評価の場合のみ) 中間評価の当初の調査結果を踏まえ、研究支援計画、実施体制、経費等の見直しは適切に行われているか。

(2) 連携推進協議会の評価に当たっての着目点

① 連携推進協議会の取組の進展状況

- ・連携推進協議会の目的に照らして、着実に取組が進展しているか。
- ・今後の取組の推進上、問題となる点はないか。
- ・審査結果やフォローアップの確認結果の所見等で指摘された事項等について、適切な対応が図られているか。

② 連携推進協議会による実績、情報発信

- ・連携推進協議会の目的に照らして、各プラットフォーム間の連携促進・調整・情報共有の実績をあげているか（あげつつあるか）。
- ・連携推進協議会を構成する各プラットフォームの研究支援の利用促進や成果発信等の観点から、積極的な普及に努めているか。

③ 連携推進協議会の実施体制

- ・連携推進協議会において、本協議会を構成するプラットフォーム間の連携体制が保たれ、取組が効率的に行われるものとなっているか。
- ・本制度による取組に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理がとられているか。

④ 経費の使用

- ・連携推進協議会の取組に係る経費は有効に使用されているか。

⑤ 今後の連携推進協議会の推進方策

- ・これまでの取組の実績、成果に照らして、今後の取組の計画は適切なものになっているか。
- ・計画変更がある場合、その内容は適切なものになっているか。
- ・予定している取組に係る経費は適切であるか。また、各経費の必要性等が認められるか。
- ・(再評価の場合のみ) 中間評価の当初の調査結果を踏まえ、取組の計画、実施体制、経費等の見直しは行われているか。

(3) 評価基準

<プラットフォーム（旧制度を発展強化するもの）・連携推進協議会の評価>

| 評点 | 評価基準   |
|----|--|
| A  | プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、期待どおりの進展が認められるため、事業計画のとおり継続を認める              |
| A- | プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、目的達成に向けて事業計画を一部改善の上、継続を認める |
| B  | プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、研究支援活動（取組）が遅れており、事業計画を大幅に改善の上、継続の可否を判断する     |
| C  | プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、研究支援活動（取組）の進展が見込まれないため、継続を認めない               |

### <プラットフォーム（試行的実施）の評価>

| 評点 | 評価基準  |
|----|---|
| A  | プラットフォームの目的に照らして、期待どおりの成果が認められるため、事業計画のとおり継続を認める              |
| A- | プラットフォームの目的に照らして、概ね期待どおりの成果が認められるが、目的達成に向けて事業計画を一部改善の上、継続を認める |
| B  | プラットフォームの目的に照らして、一応の成果は認められるが、事業計画を大幅に改善の上、継続の可否を判断する         |
| C  | プラットフォームの目的に照らして、十分な成果があったとは言い難いため、継続を認めない                    |

## 6 評価結果等の開示

各評価者の個別評価が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究支援代表者に通知する。また、委員会における所見及び研究支援代表者が作成した評価資料は公表する。

## 7 利害関係者の排除

利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- (1) 評価者は、自ら研究支援代表者若しくは研究支援分担者(以下、「研究支援代表者等」という。)又は中核機関の役員である場合においては、プラットフォームの評価に参画しないものとする。また、評価者がプラットフォームから支援を受けている場合も、当該プラットフォームの評価に参画しないものとする。
- (2) 評価者が、プラットフォームの研究支援代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は委員会において評価に参画しないことが適当との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。
  - ① 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係(例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ緊密な関係にある者)
  - ③ 同一講座(研究室)において同一の研究を行う所属関係
  - ④ 密接な師弟関係
  - ⑤ 当該プラットフォームの評価に参画することにより公正性が失われると見なされる恐れのある対立的な関係若しくは競争関係
  - ⑥ ①～⑤のほか、評価者が自ら強い利害関係を有すると判断する関係

評価者は上記に留意し、利害関係の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該プラットフォームについての評価を行わないこととし、合議においても当該プラットフォームに関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

## 8 その他

中間評価を行った年度においては、中間評価をもって運用方針第8条第2項に定めるフォローアップ並びに第3項及び第4項に定める取組実施状況の確認等に代えることとする。

中間評価に係る公表用資料

1. プラットフォームの目的及び意義

|  |
|--|
|  |
|--|

2. 研究支援活動の進展状況及び成果の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

注) 本資料の内容は、中間評価終了後公表するものである。